I 教育委員会

1 教育委員会委員



委員長 曽田 佳代子



委員長職務代理者 東條 光彦



委員 奥津 晋



委員 塩田 澄子



教育長 山脇 健

役 職 名	氏 名	委 員 就任年月日	委員現任期
委 員 長 委員長職務代理者	曽 田 佳代子 東 條 光 彦	平23.10.8 平24.9.1	平23.10.8~27.10.7 平24.9.1~28.8.31
委 員	奥津晋	平25. 12. 24	平25. 12. 24 \sim 29. 12. 23
委 員	塩 田 澄 子	平22.10.4	平26.10.4 \sim 30.10.3
教 育 長	山脇健	平20. 9. 1	平24. 9. 1~28. 8.31

2 教育委員会会議

(平成26年1月~12月 回数14回)

事 件	議案件数	事 件	議案件数	事 件	議案件数
規則等の制定・改正	10	審議会等委員の委嘱・任命	4		
人事関係	10	その他	14		
予算関係	11			合 計	49

3 教育委員会の沿革

- 昭27.10.5 教育委員会委員の選挙が実施される。
 - 27.10.6 教育委員に小川潔,西村伊勢松,塩 田寿代,日下辰太を決定する。
 - 27.10.21 市議会選出委員に三宅幸夫を決定。
 - 27.11.1 岡山市教育委員会が成立する。 委員互選の結果,委員長に日下辰太, 副委員長に小川潔が選任される。
 - 27.12.1 教育長に堀野猛が任命される。
 - 28.10.30 正副委員長改選。委員長に三宅幸夫, 副委員長に小川潔が選任される。
 - 29. 5.30 議会選出委員三宅幸夫死亡により三宅 辰三郎が選出される。
 - 29. 6.15 正副委員長改選。委員長に小川潔,副 委員長に塩田寿代が選任される。
 - 29. 7.23 事務局庁舎を旧市警本部あとの庁舎 (大供 191の1) に移転。
 - 29. 8.14 事務局機構一部改革,教育長室,庶務 課施設係を新設,学校調査係廃止,指 導室を指導課に変更。
 - 30. 4.29 議会選出委員三宅辰三郎が任期満了により退任。
 - 30. 5.31 議会選出委員に萩原香が選出される。
 - 30. 6.15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松, 副委員長に塩田寿代が選任される。
 - 31. 3.31 教育長堀野猛が退職。
 - 31. 4. 1 事務局機構一部改革,教育長室を廃止。
 - 31. 5. 1 事務局機構一部改革,学務課を学校教育課に,指導課を学校教育指導係に変更。学校教育課長国末保一を教育長代理に任命。
 - 31. 6.15 正副委員長改選。委員長に西村伊勢松, 副委員長に塩田寿代が選任される。
 - 31. 8.31 教育委員総辞職。
 - 31. 9. 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく教育委員に秋山武夫, 山崎正隆, 柴山茂子, 松原光信, 国末保一が市長から任命される。 委員互選の結果, 委員長に秋山武夫を選出, 委員長職務代理者に山崎正隆を指定。教育長に国末保一を任命。
 - 32. 8.31 委員松原光信が任期満了により退任。
 - 32. 9. 9 教育委員に須賀広太が任命される。
 - 32. 9.14 委員互選の結果,委員長に秋山武夫を 選出,委員長職務代理者に山崎正隆を 指定。
 - 33. 8.31 委員柴山茂子が任期満了により退任。

- 33. 9.13 教育委員に山内尚子が任命される。
- 33. 9.22 委員互選の結果,委員長に秋山武夫を 選出,委員長職務代理者に山崎正隆を 指定。
- 34. 8.31 委員山崎正隆が任期満了により退任。
- 34. 9.29 教育委員に河原太郎が任命される。
- 34.10.8 委員互選の結果,委員長に秋山武夫を 選出,委員長職務代理者に須賀広太を 指定。
- 35. 5. 4 委員長秋山武夫が死亡。
- 35. 6.17 秋山武夫の後任として服部克己が任命 される。
- 35. 6.18 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に須賀広太を 指定。
- 35. 8.31 委員服部克己, 国末保一が任期満了により退任。
- 35. 9. 1 委員服部克己,国末保一が再任される。 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に須賀広太を 指定,教育長に国末保一を再任。
- 36.9.8 委員須賀広太が任期満了により退任。
- 36. 9.12 教育委員に稲田洋一が任命される。
- 36. 9.16 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に山内尚子を 指定。
- 37. 4. 1 事務局機構一部改革, 社会教育課体育 係廃止, 保健体育課新設。
- 37. 9.12 委員山内尚子が任期満了により退任。
- 37.10. 4 委員山内尚子が再任される。
- 37.10.8 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に河原太郎を 指定
- 38. 4. 1 事務局機構一部改革, 庶務課施設係廃止, 施設課新設。
- 38. 9.28 委員河原太郎が任期満了により退任。
- 38.10.4 教育委員に佐藤弘が任命される。
- 38.10.7 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に稲田洋一を 指定。
- 39. 8.31 委員服部克己,国末保一が任期満了により退任。
- 39. 9. 1 委員服部克己,国末保一が再任される。 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に稲田洋一を 指定。教育長に国末保一を再任。

- 昭40. 9.11 委員稲田洋一が任期満了により退任。
 - 40. 9.21 教育委員に西下賢治が任命される。
 - 40.10.1 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に山内尚子を 指定。
 - 41. 9.30 教育長国末保一が辞任。
 - 41.10.1 教育委員に難波輝夫が任命される。 教育長に難波輝夫を任命。
 - 41.10.3 委員山内尚子が任期満了により退任。
 - 41.10.4 教育委員に山本尚子が任命される。
 - 41.10.5 委員互選の結果,委員長に服部克己を 選出,委員長職務代理者に佐藤弘を指 定。
 - 41.12.21 委員服部克己が辞任。
 - 41.12.26 服部克己の後任として大和人士が任命 される。委員互選の結果,委員長に佐 藤弘を選出,委員長職務代理者に西下 賢治を指定。
 - 42.10.1 委員佐藤弘が再任される。委員互選の 結果,委員長に佐藤弘を選出。
 - 43. 8.31 委員大和人士, 難波輝夫が任期満了により退任。
 - 43. 9. 1 委員大和人士, 難波輝夫が再任される。 教育長に難波輝夫を再任。
 - 43.10.4 委員互選の結果,委員長に佐藤弘を選出,委員長職務代理者に西下賢治を指定。
 - 44. 7.15 事務局機構一部改革,学校教育課を廃止し,学事課を新設。学校教育課指導係を廃止し,指導課を新設。
 - 44. 9.20 委員西下賢治が任期満了により退任。
 - 44. 9.29 教育委員に中島保が任命される。
 - 44.10.4 委員互選の結果,委員長に佐藤弘を選出,委員長職務代理者に山本尚子を指定。
 - 45.10.3 委員山本尚子が任期満了により退任。
 - 45.10.4 教育委員に松本満寿子が任命される。
 - 45.10.16 委員互選の結果,委員長に佐藤弘を選出,委員長職務代理者に大和人士を指定。
 - 46. 5. 1 事務局機構一部改革,社会教育課文化 係を廃止,文化課新設。
 - 46.10.3 委員佐藤弘が任期満了により退任。
 - 46.10.8 教育委員に木原佑一が任命される。
 - 46.10.22 委員互選の結果,委員長に大和人士を 選出,委員長職務代理者に中島保を指 定。
 - 47. 8.31 委員大和人士, 難波輝夫が任期満了に

- より退任。
- 47. 9. 1 教育委員に佐藤次文,橋本進が任命される。 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出。教育長に橋本進を任命。
- 48. 9.28 委員中島保が任期満了により退任。
- 48.10.11 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に松本満寿子 を指定。
- 48.12.22 教育委員に甲元恒也が任命される。
- 49. 4. 1 事務局機構一部改革,民主教育指導室 を新設。
- 49.10.4 委員松本満寿子が再任される。
- 49.10.11 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に松本満寿子 を指定。
- 50.10.7 委員木原佑一が任期満了により退任。
- 50.10.8 教育委員に中島博が任命される。
- 50. 10. 14 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に松本満寿子 を指定。
- 51. 4. 1 事務局機構一部改革,民主教育指導室 を民主教育指導課に変更。
- 51. 8.31 委員佐藤次文,橋本進が任期満了により退任。
- 51. 9. 1 委員佐藤次文,橋本進が再任される。 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出。教育長に橋本進を再任。
- 52. 9. 6 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に松本満寿子 を指定。
- 52.12.21 委員甲元恒也が任期満了により退任。
- 52.12.23 委員甲元恒也が再任される。
- 53. 4. 1 事務局機構一部改革,保健体育課を廃止し,学校保健課,市民体育課を新設。
- 53.10.3 委員松本満寿子が任期満了により退任。
- 53.10.4 教育委員に喜多嶋美枝子が任命される。 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に甲元恒也を 指定。
- 54.10.7 委員中島博が任期満了により退任。
- 54.10.8 教育委員に小林稔が任命される。
- 54.10.11 委員互選の結果,委員長に佐藤次文を 選出,委員長職務代理者に甲元恒也を 指定。
- 55. 8.31 委員佐藤次文,橋本進が任期満了により退任。
- 55. 9. 1 教育委員に江草安彦,水谷靖が任命さ

れる。

委員互選の結果,委員長に甲元恒也を 選出,委員長職務代理者に小林稔を指 定。教育長に水谷靖を任命。

- 昭56. 9. 1 委員互選の結果,委員長に甲元恒也を 選出,委員長職務代理者に小林稔を指 定。
 - 56.12.22 委員甲元恒也が任期満了により退任。
 - 56.12.23 委員甲元恒也が再任される。委員互選 の結果,委員長に甲元恒也を選出。
 - 57.10.3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
 - 57.10.4 委員喜多嶋美枝子が再任される。
 - 57.12.22 委員甲元恒也が辞任。
 - 57.12.25 甲元恒也の後任として横田勉が任命される。
 - 58. 1. 6 委員互選の結果,委員長に小林稔を選出
 - 58. 2.19 委員長職務代理者に喜多嶋美枝子を指 定。
 - 58. 4.13 事務局機構一部改革, 民主教育指導課 を同和教育指導課に変更。
 - 58. 6. 1 事務局機構改革,部・室制を新設。 管理部(総務課,財務課,施設課), 学校教育部(学事課,指導課,学校保 健課),社会教育部(社会教育課,文 化課,市民体育課),同和教育指導室, 西大寺分室。
 - 58. 8.21 委員江草安彦が辞任。
 - 58. 8.22 江草安彦の後任として赤枝郁郎が任命 される。
 - 58. 9. 5 委員(教育長)水谷靖が辞任。
 - 58. 9. 6 教育長職務代理者に教育次長永井一夫を指定。
 - 58.10.1 水谷靖の後任として奥山桂が任命される。教育長に奥山桂を任命。
 - 58.10.7 委員小林稔が任期満了により退任。
 - 58.10.8 教育委員に辻吉之祐が任命される。
 - 58.10.11 委員互選の結果,委員長に横田勉を選出。
 - 59. 8.31 委員赤枝郁郎, 奥山桂が任期満了により退任。
 - 59. 9. 1 委員赤枝郁郎, 奥山桂が再任される。 教育長に奥山桂を再任。
 - 59.10.11 委員互選の結果,委員長に横田勉を選 出
 - 60.12.22 委員横田勉が任期満了により退任。
 - 60.12.24 委員横田勉が再任される。

- 60.12.26 委員互選の結果,委員長に横田勉を選出,委員長職務代理者に赤枝郁郎を指定。
- 61.10.3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
- 61.10.4 委員喜多嶋美枝子が再任される。
- 61.12.26 委員互選の結果,委員長に赤枝郁郎を 選出,委員長職務代理者に辻吉之祐を 指定。
- 62.10.7 委員辻吉之祐が任期満了により退任。
- 62.10.8 委員辻吉之祐が再任される。
- 62.12.26 委員互選の結果,委員長に辻吉之祐を 選出,委員長職務代理者に喜多嶋美枝 子を指定。
- 63. 8.31 委員赤枝郁郎, 奥山桂が任期満了により退任。
- 63. 9. 1 委員赤枝郁郎, 奥山桂が再任される。 教育長に奥山桂を再任。
- 63.12.26 委員互選の結果,委員長に喜多嶋美枝 子を選出,委員長職務代理者に横田勉 を指定。
- 平元.12.23 委員横田勉が任期満了により退任。
 - 12.24 教育委員に平松掟が任命される。
 - 12.26 委員互選の結果,委員長に赤枝郁郎を 選出,委員長職務代理者に辻吉之祐を 指定。
 - 2.10.3 委員喜多嶋美枝子が任期満了により退任。
 - 2.10. 4 教育委員に高田武子が任命される。
 - 2.12.26 委員互選の結果,委員長に辻吉之祐を 選出,委員長職務代理者に平松掟を指 定。
 - 3.10.7 委員辻吉之祐が任期満了により退任。
 - 3.10. 8 教育委員に藤原静雄が任命される。委員互選の結果,委員長に平松掟を選出, 委員長職務代理者に高田武子を指定。
 - 4. 8.31 委員赤枝郁郎, 奥山桂が任期満了により退任。
 - 4. 9. 1 教育委員に片岡和男が任命される。委 員奥山桂が再任される。教育長に奥山 桂を再任。
 - 4.10.8 委員互選の結果,委員長に高田武子を 選出,委員長職務代理者に藤原静雄を 指定。
 - 5.10.8 委員互選の結果,委員長に藤原静雄を 選出,委員長職務代理者に片岡和男を 指定.
 - 5.12.23 委員平松掟が任期満了により退任。
 - 5.12.24 委員平松掟が再任される。
 - 6.10.3 委員高田武子が任期満了により退任。
 - 6.10. 4 委員高田武子が再任される。
 - 6.10.8 委員互選の結果,委員長に片岡和男を 選出,委員長職務代理者に平松掟を指 定。
 - 7. 2.27 教育長職務代理者に教育次長池芳昭を 指定。

- 平7. 3.31 委員(教育長)奥山桂が辞任。
 - 7. 4. 1 奥山桂の後任として戸村彰孝が任命される。
 - 7. 4. 3 教育長に戸村彰孝を任命。
 - 7.10.7 委員藤原静雄が任期満了により退任。
 - 7.10. 8 委員藤原静雄が再任される。委員互選 の結果,委員長に平松掟を選出,委員 長職務代理者に高田武子を指定。
 - 8. 4. 1 事務局機構一部改革,学校保健課を廃止し,保健体育課を新設。市民体育課を廃止し,スポーツ振興課を新設。
 - 8. 8.31 委員片岡和男,戸村彰孝が任期満了により退任。
 - 8. 9. 1 委員片岡和男, 戸村彰孝が再任される。 教育長に戸村彰孝を再任。
 - 8.10. 8 委員互選の結果,委員長に高田武子を 選出,委員長職務代理者に藤原静雄を 指定。
 - 9. 4. 1 事務局機構一部改革,財務課を廃止し 総務課内に財務室を新設。
 - 9.10.8 委員互選の結果,委員長に藤原静雄を 選出,委員長職務代理者に片岡和男を 指定。
 - 9.12.23 委員平松掟が任期満了により退任。
 - 9.12.24 教育委員に西田秀史が任命される。
- 10. 4. 1 事務局機構一部改革,学校教育部に学校再編推進室を新設。学事課内に中高一貫校開設準備室を新設。社会教育部を生涯学習部に,社会教育課を生涯学習課に名称変更。スポーツ振興課内に国体準備室を新設。西大寺分室を廃止。
- 10.10.3 委員高田武子が任期満了により退任。
- 10.10.4 教育委員に平田嬉世子が任命される。
- 10.10.8 委員互選の結果,委員長に片岡和男を 選出,委員長職務代理者に西田秀史を 指定。
- 11. 4. 1 事務局機構一部改革, 中高一貫校開設 準備室及び国体準備室(市長事務部局 へ)を廃止。
 - 岡山後楽館中学校・高等学校(中高ー 貫校)を開校。
- 11.10.7 委員藤原静雄が任期満了により退任。
- 11.10.8 教育委員に森靖喜が任命される。 委員互選の結果,委員長に西田秀史を 選出,委員長職務代理者に平田嬉世子 を指定。
- 12. 4. 1 事務局機構一部改革, 文化課を廃止し 文化財課を新設,文化財課内に岡山市 埋蔵文化財センターを新設。 学校再編推進室を廃止し新しい教育推

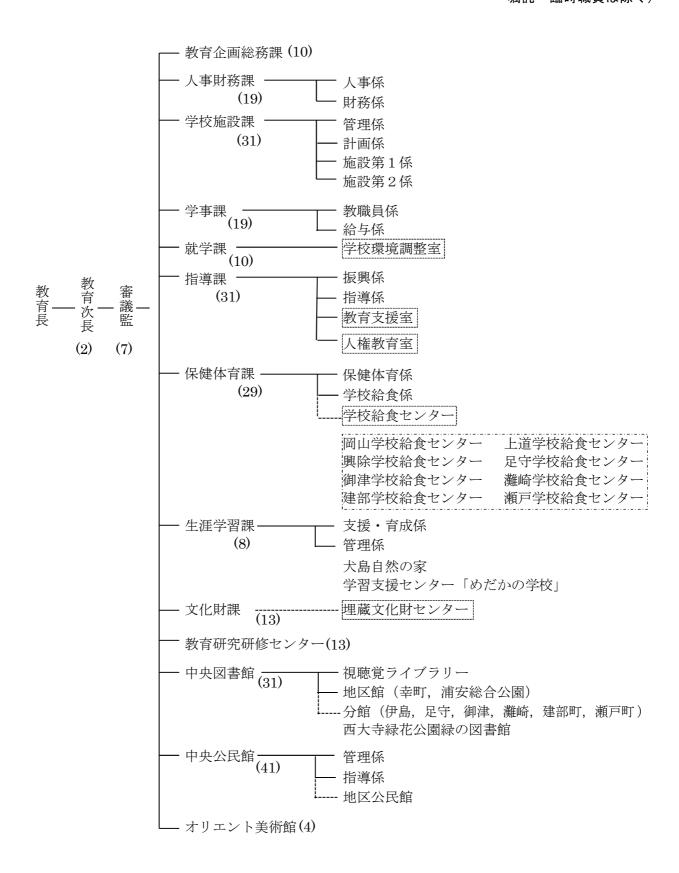
進課を新設。

- 12. 8.31 委員片岡和男,戸村彰孝が任期満了により退任。
- 12. 9. 1 教育委員に田邉研二, 玉光源爾が任命命される。教育長に玉光源爾を任命。
- 12.10. 8 委員互選の結果,委員長に西田秀史を 選出,委員長職務代理者に平田嬉世子 を指定。
- 13. 4. 1 事務局機構一部改革,総務課内財務室 を廃止。 生涯学習課内に岡山市青少年育成セン ターを新設。
- 13.10.8 委員互選の結果,委員長に平田嬉世子 を選出,委員長職務代理者に森靖喜を 指定
- 13.12.23 委員西田秀史が任期満了により退任。
- 13.12.24 教育委員に奥田哲也が任命される。
- 14. 4. 1 事務局機構一部改革, 同和教育指導室 を廃止し,人権同和教育室を新設。
- 14.10.3 委員平田嬉世子が任期満了により退任。
- 14.10. 4 教育委員に内田通子が任命される。 委員互選の結果,委員長に森靖喜を選 出,委員長職務代理者に田邉研二を指 定。
- 15.10.4 委員互選の結果,委員長に田邉研二を 選出,委員長職務代理者に奥田哲也を 指定。
- 15.10.7 委員森靖喜が任期満了により退任。
- 15.10.8 教育委員に井上眞澄が任命される。
- 16. 4. 1 事務局機構一部改革, 総務課, 新しい教育推進課を廃止し, 教育企画総務課, 人事財務課を新設。また,指導課の課内室として, 教育支援室を設置。保健体育課に学校給食センターを配置。
- 16. 8.31 委員田邉研二, 玉光源爾が任期満了により退任。
- 16. 9. 1 教育委員に塚本千秋が任命される。委員玉光源爾が再任される。 委員互選の結果,委員長に奥田哲也を 選出,委員長職務代理者に内田通子を 指定。教育長に玉光源爾を再任。
- 17. 3.23 事務局機構一部改革, 教育企画総務課 の課内室として, 御津分室, 灘崎分室 を設置。
- 17. 3.31 委員(教育長)玉光源爾が辞任。
- 17. 4. 1 玉光源爾の後任として山根文男が任命 される。教育長に山根文男を任命。
- 17. 9. 1 委員互選の結果,委員長に内田通子を 選出,委員長職務代理者に井上眞澄を 指定。
- 17.12.23 委員奥田哲也が任期満了により退任。
- 17.12.24 教育委員に佐々木浩史が任命される。
- 18. 4. 1 事務局機構一部改革,管理部,学校教育部,生涯学習部を廃止。指導課内教育センターを課相当の総合教育センタ

- ーとし、センター内に教育研究・研修 室、教育相談室を新設。
- 平18. 9. 1 委員互選の結果,委員長に井上眞澄を 選出,委員長職務代理者に塚本千秋を 指定。
 - 18.10.3 委員内田通子が任期満了により退任。
 - 18.10. 4 教育委員に岡崎優子が任命される。
 - 19. 1.22 事務局機構一部改革,教育企画総務課の課内室として,建部分室,瀬戸分室を設置。生涯学習課に環境学習センター「めだかの学校」を配置。スポーツ振興課に建部町B&G海洋センター,瀬戸町総合運動公園を配置。
 - 19. 4. 1 事務局機構一部改革, スポーツ振興課 (市長事務部局へ)を廃止。 岡山市市民協働による自立する子ども の育成を推進する条例(愛称岡山っ子 育成条例 岡山市条例第147号)を 制定,施行。
 - 19. 9. 1 委員互選の結果,委員長に塚本千秋を 選出,委員長職務代理者に佐々木浩史 を指定。
 - 19.10.7 委員井上眞澄が任期満了により退任。
 - 19.10. 8 教育委員に福武れい子が任命される。
 - 20. 4. 1 事務局機構一部改革,青年の家を廃止。 大島自然の家を生涯学習課に配置。
 - 20. 8.31 委員塚本千秋,山根文男が任期満了により退任。
 - 20. 9. 1 教育委員に柳原正文,山脇健が任命される。教育長に山脇健を任命。 委員互選の結果,委員長に佐々木浩史を選出,委員長職務代理者に岡崎優子を指定。
 - 21. 3.31 委員福武れい子が願いにより退任。
 - 21. 4. 1 教育委員に片岡雅子が任命される。 事務局機構一部改革,就学課新設。人 権同和教育室を廃し,指導課内に人権 教育室を設ける。施設課を学校施設課 に改称。
 - 21. 9. 1 委員互選の結果,委員長に岡崎優子を 選出,委員長職務代理者に片岡雅子を 指定。
 - 21.12.23 委員佐々木浩史が任期満了により退任。
 - 21.12.24 教育委員に渡辺勝志が任命される。
 - 22. 4. 1 事務局機構一部改革,教育企画総務課 内御津分室,灘崎分室を廃し,総合教 育センターの教育相談室を指導課内に 移管するとともに教育研究・研修室を 廃止。
 - 22. 9. 1 委員互選の結果,委員長に片岡雅子を 選出。委員長職務代理者に柳原正文を 指定。
 - 22.10.3 委員岡崎優子が任期満了により退任。
 - 22.10.4 教育委員に塩田澄子が任命される。
 - 23. 4. 1 事務局機構一部改革,総合教育センターを教育研究研修センターと改称。
 - 23. 9. 1 委員互選の結果,委員長に柳原正文を

- 選出。委員長職務代理者に渡辺勝志を指定。
- 23.10.7 委員片岡雅子が任期満了により退任。
- 23.10.8 教育委員に曽田佳代子が任命される。
- 24. 4. 1 事務局機構一部改革,教育企画総務課 内建部分室,瀬戸分室を廃止。
- 24. 8.31 委員柳原正文が任期満了により退任。
- 24. 9. 1 教育委員に東條光彦が任命される。 委員互選の結果,委員長に渡辺勝志を 選出。委員長職務代理者に塩田澄子を 指定。教育長に山脇健を再任。
- 25. 1.22 岡山市教育振興基本計画を策定。
- 25. 3.31 事務局機構一部改革, 岡山市青少年育成センターを廃止。
- 25. 4. 1 事務局機構一部改革, 就学課の課内室として, 学校環境調整室を設置。
- 25. 9. 1 委員互選の結果,委員長に塩田澄子を 選出。委員長職務代理者に曽田佳代子 を指定。
- 25.12.23 委員渡辺勝志が任期満了により退任。
- 25.12.24 教育委員に奥津晋が任命される。
- 26. 4. 1 事務局機構一部改革,学校施設課の施設 係を施設第1係と施設第2係に分割する。
- 26. 9. 1 委員互選の結果,委員長に曽田佳代子を 選出。委員長職務代理者に東條光彦を指 定
- 26.10. 4 教育委員に塩田澄子が再任される。
- 27. 4. 1 岡山市教育に関する事務の職務権限の 特例に関する条例(岡山市条例第8号) を制定,施行。スポーツ及び文化に関す る事務の管理及び執行を市長部局へ移 管。

4 教育委員会事務局・教育機関の機構と職員数及び事務分掌 H27.4.1現在職員数:269人 (再任用・任期付短時間勤務・ 嘱託・臨時職員は除く)



事務分掌

教育企画総務課

- |(1) 教育行政の総合企画並びに重要施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教育制度の調査研究に関すること。
- (3) 教育資料の収集及び作成に関すること。
- (4) 教育統計に関すること。
- (5) 進行管理の総括に関すること。
- (6) 教育委員及び教育委員会の会議に関すること。
- (7) 各種協議会等に関すること。
- (8) 局内における政策法務に関すること。
- (9) 局内及び教育機関(幼稚園を除く。)との連絡調整等に関すること。
- (10) 広報・広聴及び相談の総括に関すること。
- (11) 組織及び事務分掌に関すること。
- (12) 公印の管守に関すること。
- (13) 陳情等処理に関すること。
- (14) 文書の受発及び管理保守に関すること。
- (15) 事務局その他教育機関(幼稚園を除く。)に係る危機管理に関すること。
- (16) 他課の主管に属しないこと。

人事財務課

- 人事係 (1) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事事項 及び研修に関すること。ただし、県費負担教職員、市立高等学校の校長、教 員及び実習教諭,市立幼稚園の園長及び教員(以下「教育職員」という。), 学校医、学校歯科医、学校薬剤師並びに保健管理医を除く。
 - (2) 教育委員会委員の報酬及び費用弁償支給に関すること。
 - (3) 事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の諸給与支給に関 すること。
 - (4) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の勤務時間その他勤務条 件に関すること。
 - (5) 労働安全衛生に関すること。
 - (6) 職員団体及び職員の労働組合に関すること。
 - (7) その他労務管理に関すること。
 - (8) 事務局及び教育機関の職員(教育職員を除く。)の福利厚生に関すること。
 - (9) 課内他係の主管に属しないこと。

- 財務係(1)予算編成事務及び執行の調整並びに決算に関すること。
 - (2) 学校(幼稚園を除く。以下同じ。)の予算配当及び執行に関すること。
 - (3) 学校の寄附に関すること。
 - (4) 学校の備品管理に関すること。
 - (5) 不用品の処分に関すること。

学校施設課

管理係(1) 学校の用地、建築設備等の維持管理に関すること。

- (2) 学校の用地及び建物等に係る取得及び処分に関すること。
- (3) 工事、委託等の契約及び経理事務に関すること。
- (4) 学校の用地造成に係る測量,調査設計及び起債に関すること。
- (5) 学校の十木工事に係る設計及び工事監理に関すること。
- (6) 学校その他の教育施設(幼稚園を除く。以下同じ。)の建築物等の災害共 済に関すること。

- 計画係(1) 学校の建築計画に関すること。
 - (2) 学校施設の保全計画, 耐震化計画に関すること。
 - (3) 修繕料等の経理事務に関すること。
 - (4) 学校の建築に伴う起債及び国庫補助に関すること。
 - (5) 学校の施設台帳に関すること。
 - (6) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

- 施設第1係|(1) 学校の建築物及び工作物の工事・修繕の設計及び工事監理に関するこ と。
 - (2) 学校の建築物、工作物等の直営修繕に関すること。
 - (3) 学校の建築物の耐震化、バリアフリー化等に関すること。
 - (4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。
 - (5) 学校その他の教育施設の建築物等の調査、設計及び工事検査等に関する

- 施設第2係(1) 学校の建築設備の工事・修繕の設計及び工事監理に関すること。
 - (2) 学校の建築設備等の直営修繕に関すること。
 - (3) 学校の建築設備の耐震化、バリアフリー化等に関すること。
 - (4) 学校の建築基準法第12条に基づく建築物の点検に関すること。
 - (5) 学校その他の教育施設の建築設備の調査、設計及び工事検査等に関する こと。

学事課

- |教職員係|(1)||教育職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事事項に関すること。
 - (2) 教育職員の試験及び選考に関すること。
 - (3) 教育職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
 - (4) 教育職員の評価に関すること。
 - (5) 県費負担教職員の職員団体に関すること。
 - (6) 教育職員(市立幼稚園の園長及び教員を除く。)の表彰及び叙勲候補者の 選考に関すること。
 - (7) 校長会との連絡調整に関すること。
 - (8) 岡山後楽館中・高等学校の入学者選抜に関すること。

	(a)	教員免許及び教育実習に関すること。
		学校及び幼稚園の組織編成に関すること。(就学に関することを除く。)
	\	学校及び効性圏の温椒幅成に関すること。 (M.子に関することを称く。) 教育職員の福利厚生に関すること。
	, ,	課内他係の主管に属しない事務に関すること。
公 与 核		県費負担教職員の給与の決定及び支給に関すること。
和子尔		県費負担教職員の退職手当に関すること。
		県費負担教職員の超極子当に関すること。 県費負担教職員の給与適正支給の研修指導に関すること。
		指導主事等の履歴及び給与簿の管理に関すること。
		児童及び生徒の入学、転学、退学その他就学に関すること。
从于珠		学齢簿の編制に関すること。
		就学奨励及び就学義務の猶予、免除等に関すること。
		就学援助に関すること。
		高等学校授業料の調定及び収入に関すること。
		児童及び生徒の福利厚生に関すること。
学 校		学校環境適正化の企画及び調整に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
于仅次先嗣正主		学校の設置及び廃止に関すること。
		通学区域の設定又は変更に関すること。
		教育委員会情報ネットワークの管理に関すること。
		学校施設の防犯・防災に関すること。
		学校施設の使用に関すること。
	(- /	7 200
		学校教育の振興に係る施策の企画及び調整に関すること(幼稚園に係るのを除く。)。
		教科用図書の無償給与に関すること。
		教材及び教具の整備に係る企画及び調整に関すること。
		課内他係室の主管に属しない事務に関すること。
北道 校		学校の経営の指導及び助言に関すること。
11 等係	\ <i>`</i>	小学校、中学校及び高等学校の教育課程編成及び学習指導に関すること。
		特色ある教育の推進に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
		教科用図書の採択に関すること。
		学力・学習状況に係る調査及び評価に関すること。
		教育研究団体の指導育成に関すること。
数		特別支援教育に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
		生徒指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
		進路指導に関すること。
		児童及び生徒の安全確保に関すること。
		教育相談に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
		児童及び生徒の学校への適応指導に関すること。
I	1	

- (7) 岡山市教育相談室及び岡山市適応指導教室(あおぞら清輝,トラングル 一宮、ラポート牧山及びすまいる瀬戸)の管理に関すること。
- (8) 就学指導に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
- (9) その他教育支援体制に関すること。

- 人権教育室(1)人権教育の企画,指導及び調整に関すること(幼稚園に係るものを除 < ,),
 - (2) 人権教育に係る教職員及び保護者等の研修に関すること(幼稚園に係る ものを除く。)。
 - (3) 人権教育に係る文化・交流活動に関すること。
 - (4) 奨学金に関すること。
 - (5) 関係諸団体との連絡調整に関すること。

保健体育課

- 保健体育係(1)学校の保健についての管理及び指導に関すること。
 - (2) 学校環境の保全に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
 - (3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保健管理医の委嘱その他人事事項 に関すること。
 - (4) 学校及び幼稚園の教職員及び児童・生徒の健康診断に関すること。
 - (5) 就学時の健康診断に関すること。
 - (6) 日本スポーツ振興センターに関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
 - (7) 学校保健会に関すること。
 - (8) 岡山市学童校外事故共済制度に関すること。
 - (9) 学校保健・学校体育の指導及び助言に関すること(幼稚園に係るものを 除く。)。
 - (10) 児童・生徒の薬物乱用防止教育・性教育(エイズ教育等)に関すること。
 - (11) 学校保健・学校体育に関しての教職員の研修に関すること(幼稚園に係 るものを除く。)。
 - (12) 児童・生徒の体育、スポーツ活動の推進に関すること。
 - (13) 学校保健・学校体育の調査,研究及び資料提供に関すること(幼稚園に 係るものを除く。)。
 - (14) 学校体育団体の指導及び助言に関すること。
 - (15) 学校体育施設整備の国庫補助事務に関すること。
 - (16) 課内他係の主管に属しない事務に関すること。

- 学校給食係|(1) 学校給食の管理運営に関すること。
 - (2) 学校給食に係る調査・統計に関すること。
 - (3) 学校給食の実施と食に関する指導に関すること。
 - (4) 学校給食に関しての教職員の研修に関すること。

	(5) 学校給食の施設,設備の保全及び学校給食施設整備の国庫補助事務に関
	すること。
	(6) 学校給食会に関すること。
生涯学習課	
支援・育成係	(1) 生涯学習のための調整に関すること。
	(2) 学校・地域の連携推進施策に関すること。
	(3) 社会教育関連機関及び関係団体との連絡調整及び振興に関すること。
	(4) 家庭教育の支援に関すること。
	(5) 社会教育委員会議等に関すること。
管理係	(1) 社会教育施設(少年自然の家及び日応寺自然の森を除く。)の整備に関する
	こと。
	(2) 生涯学習施策及び事業の情報提供及び相談に関すること。
	(3) 課内他係の所管に属しない事務に関すること。
文化財課	(1) 文化財保護施策に関すること。
	(2) 文化財の指定及び解除の事務に関すること。
	(3) 文化財の保護管理,調査研究及び活用普及に関すること。
	(4) 文化財保護審議会に関すること。
	(5) 文化財の保護保存団体に関すること。
	(6) 文化財保護法の事務手続に関すること。
	(7) 埋蔵文化財の保護,保存及び調査に関すること。
教育研究研修セ	(1) 教育に関する調査研究に関すること(幼稚園に係るものを除く。)。
ンター	(2) 教育関係職員(幼稚園を除く。)の研修に関すること。
	(3) 教育に関する資料の収集、整理及び提供に関すること。
	(4) その他教育の振興を図るために必要な業務に関すること(幼稚園に係る
	ものを除く。)。
中央図書館	(1) 施設設備の維持管理に関すること。
	(2) 予算の経理に関すること。
	(3) 文書の収受発送及び保存に関すること。
	(4) 調査,統計及び記録に関すること。
	(5) 広報及び宣伝に関すること。
	(6) 地区館, 分館, 配本所等との事務連絡に関すること。
	(7) 館内奉仕に関すること。
	(8) 館外奉仕に関すること。
	(9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。
	(10) 文化活動に関すること。

(11) 利用者の秩序維持に関すること (12) 利用の調査及び統計に関すること。 (13) 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。 (15) 資料の製本及び修理に関すること。 (16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。 (17) その他、地区館分館の所管に属しない事務に関すること。 中央公民館 管理係(1) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (2) 教材及び教具の管理に関すること。 (3) 予算の経理事務に関すること。 (4) 使用料及び受講料の収納に関すること。 (5) 文書の収受発送及び保存に関すること。 (6) 広報に関すること。 (7) 他係の所管に属しない事務に関すること。 指導係(1)公民館事業の指導調整に関すること。 (2) 各種学級, 講座等の企画実施に関すること。 (3) 講習会,展示会等文化活動の育成及び開催に関すること。 (4) 視聴覚教育に関すること。 (5) 施設の公共的利用に関すること。 (6) 調査、統計等資料の収集及び情報提供に関すること。 (7) 各種の団体、機関等との連携に関すること。 (8) 公民館職員の研修に関すること。 オリエント美術 |(1) 美術品、考古資料及びその他の資料(以下「美術館資料」という。)の収 集,保存及び貸出しに関すること。 館 (2) 美術館資料の展示に関すること。 (3) 美術館資料についての調査、研究に関すること。 (4) 美術館資料についての講演会、講習会等の開催に関すること。 (5) 関係機関との連絡、協力及び広報官伝並びに普及に関すること。 (6) その他専門的事項に関すること。 (7) 入館料その他の収入事務等美術館の経理に関すること。

(8) 館の施設・設備の維持管理に関すること。